

大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議委員委嘱状交付式

第1回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議 会議録

日 時	平成23年5月30日（月） 午前10時00分～午前11時30分
開 催 場 所	大和高田市役所4階 合同委員会室
出 席 者	吉田誠克大和高田市長 出席 赤宗桂一委員、片桐直人委員、杵田定美委員、多田剛委員、宗田大輔委員、横山則夫委員、志野仁秀委員、村上裕委員、羽根康英委員 欠席 なし 事務局 澤井宏実、芳賀和恵、吉井護、米田和章、石田寛
事務局（澤井）	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。只今から、大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議委員委嘱状交付式を開催します。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます企画法制課長の澤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、吉田誠克大和高田市長から委員の皆様へ委嘱状を、職員の委員には辞令を交付させていただきます。お渡しする順序につきましては、お手元に配布しております名簿順とさせていただきます。</p> <p>芳賀の方からお名前をお呼びしますので、お1人ずつ市長の前までお進みください。</p>
事務局（芳賀）	<p>赤宗桂一様 片桐直人様 杵田定美様 多田剛様 宗田大輔様 横山則夫様 志野仁秀企画政策部長 村上裕人事課長 羽根康英生活安全課長</p>
事務局（澤井）	<p>ありがとうございました。続きまして、市長から挨拶を申し上げます。 市長、よろしくお願いいたします。</p>
吉田市長	<p>おはようございます。本日はお忙しい中会議に出席していただき、また、委員をお引き受けいただきありがとうございます。</p> <p>自治体における「コンプライアンス」ということが盛んに言われだして数年になるろうかと思われませんが、その間、私は最近の風潮として、本当にこういうことまで法令や規則で決めなければならないのかという思いを強く抱いています。相手は市民ですので、その法令を使う側の責任もしっかり位置づけ、市民にいかに分かりや</p>

	<p>すぐ理解していただける言葉で説明できるかが大切だと思います。反面、条例化することにより新たな責任が生まれてくるのではないか、かえって職員が安易にその条例を使うことによって混乱を生じさせるのではないかという危惧も確かに持っています。</p> <p>しかし、公平、公正な社会をしっかりと構築し、その推進役と言える行政マンとして市役所の人間がいるのですからそういう観点からも条例を使いこなせるだけの能力を身につけていこうというのも一つの大きな前進ではないかと思っています。</p> <p>私は常々市民に対してできる限りのすべてを賭けて仕事をしている中で「コンプライアンス」とは本当に難しいものだと感じています。使う側の責任とまたそれを受け止める側の責任もあります。しかし、職員にもレベルアップをして欲しいのは確かですし、その恩恵を受けるのが市民であれば、しっかりと取り組んでいただき使いこなせる職員でなければならないという思いでいます。</p> <p>市民に対してよりよい大和高田市であるがための条例を築き上げたいという思いであります。素晴らしい条例を作り上げたいと思いますので、皆様のお力添えを心からお願いして私の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（澤井）	<p>ありがとうございました。これを持ちまして、委嘱状交付式を終了します。</p> <p>続きまして、只今から、第1回目の市民会議を開会いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、改めて芳賀の方から委員の皆様と事務局の職員を御紹介申し上げます。</p>
事務局（芳賀）	<p>それではお名前をお呼びしますので、なにか一言ずつお話ししていただけたらありがたいと存じます。（自己紹介省略）</p> <p>あかむね法律事務所弁護士の赤宗桂様でございます。</p> <p>近畿大学法学部准教授の片桐直人様でございます。</p> <p>市民代表者の杵田定美様でございます。</p> <p>市民代表者の多田剛様でございます。</p> <p>あいわ総合司法書士事務所司法書士の宗田大輔様でございます。</p> <p>市民代表者の横山則夫様でございます。</p> <p>志野仁秀企画政策部長でございます。</p> <p>村上裕人事課長でございます。</p> <p>羽根康英生活安全課長でございます。</p> <p>企画法制課長の澤井宏実でございます。</p> <p>企画法制課主任の吉井護でございます。</p> <p>企画法制課主任の米田和章でございます。</p> <p>人事課主任の石田寛でございます。</p> <p>最後に企画法制課企画法制係長の芳賀和恵でございます。よろしく申し上げます。</p>
事務局（澤井）	<p>それでは、議事に移りたいと思います。まず、議題第1号の会長・副会長の選出でございます。会長の選出に当たり、座長を選任したいと思いますが、どのように</p>

	<p>させていただいたらよろしいでしょうか。</p>
宗田委員	<p>事務局一任でよいと思います。</p>
事務局（澤井）	<p>ありがとうございます。それでは事務局一任ということでございますので、市職員を代表して志野委員に座長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>結構です。</p>
事務局（澤井）	<p>ありがとうございます。では、会長が決まりますまでの間、志野委員に座長を務めていただきたいと思います。</p>
志野委員	<p>ご指名によりまして、微力ながら座長を務めさせていただきます。議事がスムーズに進むように皆様の御協力よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、会長の選出を議題といたします。大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議設置要綱をご覧ください。要綱の第5条第2項で「会長は、委員の互選による選出」となっております。会長選出の方法としましては、選挙か推薦という方法がありますが、どのような形で進めさせていただきますでしょうか。</p>
秋田委員	<p>座長から推薦してもらっては、いかがでしょうか。</p>
志野委員	<p>座長としての案は持ち合わせておりませんので、私の方から提案したいと思ひます。このような委員会は他市でも行われているようです。どのような方が会長をされているかを含めて事務局の方から提案をしていただきたいと思います。</p>
事務局（澤井）	<p>はい。全国のこのような委員会の組織を見ますと、大学教授の方が多く思われますので事務局としましては、大学准教授の片桐直人先生を会長に御推薦申し上げたいと思ひますがいかがでしょうか。</p>
志野委員	<p>事務局から案が示されましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
志野委員	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので会長に片桐委員ということで決定させていただきます。</p> <p>会長が決定しましたので、座長としての役目を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>
事務局（澤井）	<p>ありがとうございました。それでは、要綱第6条第1項に「市民会議の会議は、会長が議長となる」とありますので、これ以後の会議の進行を片桐会長にお願いし</p>

片桐会長	<p>たいと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、会長から御挨拶いただきます。片桐会長よろしく申し上げます。</p> <p>会長に就任いたしました片桐でございます。先ほど挨拶の中でも申し上げましたし、皆様方の御挨拶にも出ていましたが法令遵守というのは、昨今非常に重視されてきています。もとより公平、公正な市政にとって法令遵守は市長のご指摘があったように当り前のことであるわけです。それが当たり前でなくなってきたのは時代の風潮なのかもしれませんが、他方で法令遵守というような条例や第三者通報制度は、実は職員の方にも大きな武器となるということが指摘されているわけであります。</p> <p>と言いますのも、よく顔見知りの、よく知っている、あるいは目の前の市民を前に法令を盾にいきなり「だめだ。」とは言えないのが人情でございますし、また、そのようなところでよく話を聞いておくというのも市民に対する職務の遂行のあり方であると考えられます。その中で「いや、やはりあまりに行き過ぎるとこういう制度に引っ掛かるよ。」ということを職員の方は自覚して、あるいは市民の方に、「実はこういう制度があつてそこまではできないんです。」と言うことは、職員の方々にとっても安心感があり、また市民の方々にも納得していただけるような仕組みであるということも指摘されているところであります。そのような条例でありますので、できれば市民の方々にも職員の方々にも使い易いような条例をぜひ目指していただきたいと思ひます。</p> <p>以後の会議の進行は私に任されるということです。設置要綱第5条第2項により副会長は会長が指名するということでございますので、私から指名させていただきたいと思ひますが、それでよろしいですか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
片桐会長	<p>それでは、赤宗先生に副会長をお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p>では、赤宗先生の方から就任の御挨拶をお願いします。</p>
赤宗副会長	<p>御推薦していただきました、弁護士の赤宗でございます。</p> <p>今回の役割は非常に重要で、かつ、慎重に取り組んでいくべきであると考えております。弁護士という立場にありますのでその立場からの役目があるかと思ひます。私の立場から具体的に言いますと、現にいろいろ困ったことやうまくいっていない規定があつた場合にこの条例によってうまく解決し、うまく職務執行がされるという、そのような条例を作るために協力させていただきたいと思ひています。</p> <p>また、不当要求に対する市民の方々に関する情報が規定に入ってくるということも聞いております。その点については市民の方は市の職員に比べるとあまり行政の内部のことをご存じでないので安易に何らかのペナルティがかかってしまわないように、市民にとっても優しい気持ちで市の職員と接していくことが続けていけるようなそんな暖かい条例ができるようにと考えています。がんばって力を尽くしてい</p>

	<p>きたいと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
片桐会長	<p>それでは、議題第2号について事務局から説明願います。</p>
事務局（澤井）	<p>はい、分かりました。それでは、芳賀・吉井の方から説明させていただきたいと思います。</p>
事務局（芳賀）	<p>それでは、議題第2号の「これまでの経緯説明と今後の予定」についてご説明させていただきます。資料の「大和高田市法令遵守推進条例（仮称）の制定に向けて」をご覧ください。</p> <p>まず1番目に、条例制定に向けての背景でございます。</p> <p>社会経済情勢の悪化に伴い地方公共団体の財政状況もひっ迫している中で、行政の事務事業を執行していく上での予算上の制約が大きくなっています。そのような中で、市民のニーズを的確に把握し、限られた予算を効果的に配分し、市民の理解を得ながら行政を執行していくには、それに携わる職員が法令を遵守し、公正に職務を執行していくことにより、市民から信頼されるものでなければならないの言うまでもありません。ところが、民間の企業においては食品の偽装表示や耐震強度の改ざん事件、リコール隠しなど私たち消費者の信頼を損ねたり、国民の不安を増幅させるような事件が報道されたことは皆さまの記憶にも新しいところだと思います。また、地方自治体においても収賄事件、官製談合事件などの法令違反が起こっています。</p> <p>大和高田市におきましても職員が暴力事件、飲酒運転、産業廃棄物の不正収集事件を起こしており、市民の行政不信につながっています。窓口業務では無理難題を言われて、対応する職員が困るという事態や、市民への説明が法律や条例、規則の条文をそのまま見せるだけのような説明で、全く納得できないというお叱りを受けるのも事実です。業務についての心のこもった説明責任がきちりとなされていないということでしょうか。市民への説明責任をきちり果たすことも市民からの信頼回復につながるはずだと思います。</p> <p>こうしたことから職員の法令遵守と倫理の保持について組織的に取り組む体制を整備するため条例として制定することになりました。</p> <p>本市においては、平成15年度に「大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱」を、平成19年度に「業務に関する要望等に対する職員の対応要綱」を制定し、職員に周知徹底を図るとともに、不当要求行為等、業務に関する要望等に対して組織的に取り組むことにより公正な職務の執行に努めてきたところであります。先ほど申しました状況を踏まえて、要綱で定めた不当要求行為等、業務に関する要望等に対する組織的対応を条例化することにより、職員はもとより市民に対し法令の遵守に組織的に取り組む体制を明らかにすることによって、市民から信頼される市政の確立を図るものです。</p> <p>2番目に目的です。</p>

この条例は、職員の法令の遵守を推進し、倫理を保持することにより、透明性の高い公正な職務の執行を確保することによって市民に信頼される市政を確立することを目的とします。その実現のために総合危機管理体制構築の柱として「職員倫理規範のルール化」「公益通報制度の確立」「不当要求行為対策の構築」の3つを考えております。

大切なのは、コンプライアンスは、「不祥事の再発防止」という一時的な対応のものとするべきではないということです。自治体活動さらには自治体法務の底流にあるものと認識しなければならないと思います。

3番目に「より実効性を求めての内部執行体制の確立」です。

この条例をより実効性のあるものとするため、まず、職員の法令遵守や倫理の基本的な心構え、責任として果たさなければならない指針を示します。

次に、市役所内における特定要求行為、不当要求行為及び内部公益通報への体制を整備します。

そして、公正な職務の執行の確保のための内部執行体制を整備します。

さらには、条例施行までに条例の運用マニュアル等を作成し、職員研修を開催し、制度の周知、適切な運用を図っていきます。

これ以後は、吉井の方から説明をいたします。

事務局（吉井）

先程、芳賀の方から事務局案の概要を説明させていただきましたが、私の方からはこれまでの経緯と今後のスケジュールを説明させていただきます。「大和高田市法令遵守推進条例（仮称）の制定に向けて」の資料2ページをご覧ください。

4番目の条例制定までのスケジュールです。本年9月議会に条例提案を目指し、昨年11月から準備を進めてきております。昨年12月20日に庁内検討会議を立ち上げ、各部局から検討委員を募り、市職員17名により合計6回の会議を重ね、条例素案を作り上げました。内容といたしましては、条例素案の策定だけでなく運用面の検討を行い、いかに実効性のあるものにすべきかというところの議論を重ね「大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（仮称）案の概要」を作成いたしました。ここで条例の題名が変わっておりますが、庁内検討会議において議論した結果「公正な職務の執行の確保」に重きをおいた題名ということで変えております。条例の題名につきましては、再度、この市民会議の中で検討していただきたいと考えております。会議の開催期間は、5月末から8月ぐらいを予定しています。

また、職員の意識をより高め、実効性のあるものとするため、庁内検討会議を公開し、検討会議の会議録を全庁掲示板にて配信、各職場で会議の内容が分かるようにしてきました。

この市民会議では、職員で作成した条例素案がより実効性のあるものになるよう検討していただきたいと考えております。

5番目の施行期日につきましては、9月議会提案での可決の場合、平成23年12月1日を予定しています。12月議会提案での可決の場合、平成24年4月1日を予定しています。

	<p>6番目の市民会議につきましては、本日、第1回目ということで皆様方にお集まりいただき、先ほど申し上げました、職員で作成した条例素案の検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>回数につきましては、本日を含めて4回ないし5回と見込んでおります。</p> <p>7番目につきましては、職員会議の組織体制などを記載しております。</p> <p>8番目につきましては、先進自治体の条例制定状況を表にしてしております。奈良県内では、奈良市と生駒市がすでに条例を制定しております。</p> <p>9番目につきましては、条例素案の構成をお示ししております。</p> <p>以上で、「これまでの経緯説明と今後の予定」についての説明でございます。以上ですが質問意見等がございましたらお願いします。</p>
片桐会長	<p>それでは、事務局からの説明について、あるいは条例について何か御意見、御質問があればお願いします。</p>
杵田委員	<p>既に平成15年度に「大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱」を、平成19年度に「業務に関する要望等に対する職員の対応要綱」を制定されているようですが、この条例が出来上がりますとこれらの要綱はどうなるのでしょうか。廃止される予定なのでしょうか。</p>
事務局（澤井）	<p>現行の2つの要綱につきましては、基本的には廃止の方向で考えています。ただ、市民会議では現行の要綱をバージョンアップした条例素案を審議・検討していただくわけですが、現行の要綱に規定しております不当要求行為等のうち条例の対象から外しております不当な行為への対策につきましては、新しい要綱を制定するという事も考えております。</p>
杵田委員	<p>この2つの要綱は廃止の方向ということで条例によって細かく書かれていますが、この条例に対して要綱なりは定められるのでしょうか。</p>
事務局（澤井）	<p>条例を適正に施行していかなくはなりませんので、条例の施行規則を設けます。</p>
杵田委員	<p>それは規則ですか。</p>
事務局（澤井）	<p>はい、そうです。先ほど杵田委員さんもおっしゃったようにこの条例については、実行性あるものにすべきですので、職員に対して研修を行い周知徹底するとともに、条例の運用マニュアルを作っていこうと思っています。</p> <p>お手元にお配りしております条例の概要を逐条解説的なものに作り変え、さらに職員向けのコンプライアンスマニュアルも作っていきたいと考えております。</p>
片桐会長	<p>ほかにございませんか。</p>

宗田委員	<p>この条例を作るに際して動機となるのはやはり具体的な問題が多数起きているからなんだろうと思います。外から見ていますと、いったいどんな問題が起こっていて困っているのかが見えにくいです。新聞報道されるのを見るぐらいなんです。大和高田市の現状を把握することも市民会議の所掌となっていますので、できる範囲で結構ですからどんな問題が起きているのか教えていただけたらと思います。</p>
事務局（澤井）	<p>職員会議の中で職員から具体的な事例をいくつか聞きました。特定の個人に対して有利に取り扱うよう要求されるケースや無理難題を要求して大声をあげられる方がおられると聞いています。やはり一番困っているのが直接対応している窓口の職員ということです。</p> <p>要望等の記録・報告制度の要綱と不当要求行為対策の要綱が機能していなかったのは、組織的に不当要求等に対処していくという仕組みが徹底できていなかったということだと思います。職員会議の際にいろいろな話が出ましたが、大和高田市の窓口は本当に悲惨な状況にあると言う職員がいました。それは先ほど申し上げたように大声を出されるとか乱暴な言葉で迫ってこられるということで職員がすごく悩んでいます。不当な要求に対して組織的に対応していくという風潮がありませんので、対応した職員が一人で悩んでいるのが現状です。</p> <p>これまで窓口の職員の苦悩を何度も聞いてきましたので、職員倫理を徹底した上で、特定要求行為を記録・報告し、不当要求行為に対しては組織的に取り組むということ条例で定めることによって、公正な職務を執行していくための体制を整えたいと考えております。</p> <p>条例の制定を機に市民に信頼される市政を確立し、地方公務員法第13条にある平等取扱の原則の趣旨にのっとり、市民の間に不公平がないように、また、職員が仕事をしやすい職場環境にしたいと思っております。</p> <p>この市民会議での具体的な事例の説明は、次回の会議で窓口業務を経験した職員に出席してもらい説明させていただきたいと考えております。</p>
片桐会長	<p>今の件と杵田委員の質問の件ですが、2つの要綱のコピーと今お話になった事柄に関するメモをいただけるとみなさんが検討しやすいと思うのですが、それは可能でしょうか。要綱と事例についてのメモです。</p>
事務局（澤井）	<p>後ほど要望等の記録・報告制度の要綱と不当要求対策の要綱を印刷してお配りいたします。</p>
片桐会長	<p>そうすれば具体的なイメージを皆さんが掴みやすいかと思しますのでよろしくお願います。ほかに何かございますか。</p> <p>それでは私から1点だけよろしいでしょうか。先ほど芳賀さんの説明の中で窓口対応についても条例の目的であるかのような説明がありましたが、条例の概要を見ますとその部分に何か手厚いものを盛り込むといったものではないように思うのですが、それを含めて議論すると理解すればよろしいのでしょうか。</p>

事務局（芳賀）	<p>そうですね。直接窓口での対応がこの条例に盛り込まれるものではありませんが、職員と市民の対応の中で普通に業務内容の説明で済まされるのであれば何も問題ないのですが、そこから方向性がずれて怒鳴られたり威圧的な言葉を受けるといったようなこともあるかと思われまます。そういう場合を想定して触れさせていただきました。やはり市長の挨拶の中にもありましたようにこの条例を使う私たちも条例の中身をしっかりと説明して市民の方に理解していただけるように勉強しなくてはならないと思いますので少しだけ説明の中に入れたということです。</p>
片桐会長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかはないようでしたら議題第3号に移りたいと思います。それでは事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局（澤井）	<p>はい。それでは、米田の方から、説明させていただきたいと思います。</p>
事務局（米田）	<p>それでは、法令遵守推進条例（仮称）の概要についてご説明いたします。資料をご覧くださいと思います。</p> <p>庁内検討会議で条例の題名を変更しましたので「大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（仮称）案の概要」になっております。この概要に沿って説明します。この概要では条例素案の1条ずつに趣旨と解説を加えております。市民会議では、この概要に沿って、1条ずつ具体的に条例の内容を検討していただければと考えております。</p> <p>条例素案は20条で構成されています。まず、3ページ第1条の「目的」から始まり、4ページから15ページまでは第2条「定義」としてこの条例で使用用語の定義を定めています。16ページからはこの条例の3本柱の1つである「倫理規範」として、第3条「職員の責務」、第4条「管理監督者の責務」、第5条「任命権者の責務」、第6条「市民等の責務」と4つ責務を規定しています。</p> <p>次の20ページ第7条では第三者機関としての「公正職務審査会」を規定しています。この「公正職務審査会」は、市の附属機関として次の条から規定している公益通報、特定要求行為の報告に関して、調査、審査等を実施し、市長に意見を述べるなど、市から独立した立場を有するものです。</p> <p>22ページ第8条から28ページ第11条までは2つ目の柱である「公益通報制度」について規定しています。ここでは公益通報の方法や通報者の保護に関して規定しています。通報窓口としては第7条に規定する第三者機関である公正職務審査会に通報するという形をとっています。</p> <p>29ページ第12条から36ページ第17条までは、3つ目の柱である「特定要求行為・不当要求行為対策」について規定しています。職員は特定要求行為があったときは、内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならないなど、特定要求行為に対し職員が執るべき対応、組織的に取り組むことなどを規定しています。</p> <p>37ページ第18条では、公正職務審査会が行う調査等に職員が協力する義務を規定しています。</p>

	<p>38ページ第19条では、公益通報と不当要求行為の件数や概要、この条例の運用状況を毎年1回公表することを規定しています。</p> <p>39ページ第20条では先ほどの質問にもありましたが、この条例で定めきれないことを規則で定めるということで規則への委任事項を規定しています。</p> <p>41ページからは、この条例素案の全文を続けて掲載しております。</p> <p>次回の市民会議からはこの概要に沿って具体的に条例素案の検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上で、「法令遵守推進条例（仮称）の概要」についての説明を終わります。</p>
片桐会長	<p>事務局からの説明について何か御意見、御質問等がございましたらお願いします。</p>
吉田市長	<p>職員からは言いにくいこともあるかと思うので私の方からお話しします。私が8年前、市長に就任した際に、「大和高田市はストライクゾーンが広い、あれもこれもストライクなど面白くないだろう、ストライクゾーンは小さい方が面白いはずだ。大和高田市としての考えでしっかりとルールを作りやっぺいこう。」という言葉のボールを職員に投げかけました。「問題があれば、大和高田市職員としての自信と責任をもって私に言ってくれ、そのことに対しては説明を受け、私があなたをしっかりと守りますよ。」という姿勢の中でやってきました。しかし、暴力的な不当要求対策として、警察OBを生活保護課と市立病院に雇用したり、警察から人事交流として羽根課長を生活安全課長として来ていただいている現状もあります。</p> <p>そういった現状の中、職員は、困難な要求に対してもがんばって対応していく姿勢を見せてくれています。しかし、市民から見ればいい人、味方というのも私から見れば大和高田市のストライクゾーンを拡げているように見えるときがあります。こちらも特別、あちらも特別ではまずい。やはり、ストライクゾーンは行政としての判断で決めていく必要があります。</p> <p>行政は大きく変わってきていますし、職員もがんばってくれていますが、いろいろなところでぶつかることも多いです。そんな中、私は職員を守りたいし、反対に条例を上手に使いこなせるだけの資質を持った職員になって欲しい。この条例が市民に対しても抑止力になればという思いもございます。一つの条例の中でいろいろな思いを解決するのは難しいのですが、変わりつつある大和高田市にとって、この条例は必要であるという思いをしていますので皆様の御協力をどうかよろしく願ひしたいと思ひます。</p>
片桐会長	<p>ありがとうございました。これに関連してほかにございませんか。</p> <p>なければまた私からの願ひですが。関連規則に関して解説の中で引用していただひているのですが、私もまだ読みきれていませんが、ところどころ漏れている部分があると思ひます。できれば、規則案の全文を、それ自体審議の対象とならぬのかもしれないが参考資料としていただければありがたひです。</p>
事務局（米田）	<p>そうですね。施行規則は作成してあり、条例の内容が変われば規則も変わってき</p>

	<p>ますので、ここでは掲載していませんが、準備させていただきます。</p>
片桐会長	<p>事務局の方で関係ないだろうという判断なのだと思いますが、施行規則もある方が委員の皆さんにもちゃんとチェックしたんだという感じが出てくると思いますのでお願いします。</p>
事務局（米田）	<p>分かりました。</p>
片桐会長	<p>ほかにございませんか。なければ次の議題に移ります。第4号で「会議の公開・非公開」であります。</p> <p>それでは、次に議題第4号について事務局から説明願います。</p>
事務局（澤井）	<p>はい。分かりました。それでは、芳賀の方から、説明させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。</p>
事務局（芳賀）	<p>それでは、この市民会議の公開、非公開についてでございます。市民会議での審議内容につきましては、広く市民の方にも知っていただきたいと考えています。</p> <p>現在、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」が今年の4月1日に施行され、本市の附属機関である審議会等については、個人に関する事項や法令等で非公開とされている事項が含まれる場合を除き原則公開としております。</p> <p>この市民会議については市長の附属機関ではございませんので、「審議会等の会議の公開に関する条例」は適用されませんが、会議を公開することにより、会議の透明化そして市民の方の条例策定に対する理解と信頼を深めることができるのではないかと考えております。</p> <p>市民会議の公開・非公開と会議録の公表について議論していただきたいと思えます。</p>
片桐会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>会議の原則公開ということでございますがいかががでしょうか。</p>
赤宗副会長	<p>会議の公開、非公開につきましては、先ほどおっしゃいましたように公開することが望ましいのですが、今回議題として取り扱う内容が市民の不当要求行為そのものについての対策等が入ってくるという可能性もあり、現に起こった市内部の不祥事についてその原因がどこにあったのかということも出てくると思えます。よって、全部公開するというやり方ではなく、部分的にこれは公開、これは非公開というように公開することを原則としつつ議題に応じて柔軟に取り扱った方が現時点ではよろしいのではないかと思えます。</p>
片桐会長	<p>いかががでしょうか。議題に応じて非公開にする場合があるという可能性を残すということですが、その場合運営上は大丈夫でしょうか。議事録に関しては大丈夫だ</p>

事務局（澤井）	<p>ろうと思うのですが。</p> <p>先ほど芳賀の方から申し上げましたように今年度から審議会等の会議の公開に関する条例を施行しておりまして、附属機関の会議を原則として公開していくということになっています。「原則公開」としてありますので、審議会等の中で審議する議題によってその会議の全部又は一部を非公開とする場合もあり得るということになりますので問題はございません。会議録につきましては、会議を公開した部分のみの会議録を公開いたします。</p>
片桐会長	<p>ほかに意見はございませんか。それでは赤宗副会長からのご提案に従いまして原則公開とし、議案に応じて一部非公開とするとさせていただきます。</p> <p>続きまして最後に議題第5号ですが、市民会議の今後の日程をどのように決めていくかでございます。</p>
事務局（澤井）	<p>よろしいでしょうか。私どもとしましては、日程について調整していただき今後の会議の開催日をこの場で決めさせていただけたらと思っております。</p>
片桐会長	<p>そうすると全体のスケジュールから見ると8月までに残り4回行いたいということですので、6月に1回ないし2回、7月に1回ないし2回という感じかと思いません。委員の方のご都合はいかがでしょうか。（日程調整省略）</p>
片桐会長	<p>今後の会議の日程について決まりました。</p> <p>次回は、6月27日月曜日 午前10時30分から</p> <p>次々回は、7月11日月曜日午前10時30分から</p> <p>4回目は、7月25日月曜日午後1時からと決定しました。</p> <p>ほかに何かございましたらご発言してください。</p> <p>ないようですので、これで本日の第1回の会議を終了します。委員の皆様には、長時間にわたり誠にありがとうございました。</p>
事務局（澤井）	<p>最後に事務局からお礼の挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方、長時間ありがとうございました。2回目以降の会議におきましても、皆様方の貴重な御意見を賜りますようお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第1回の市民会議を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。</p>